

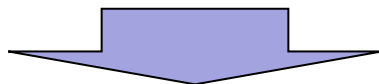
# 無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等 に対する連合の考え方について

2013年6月21日

日本労働組合総連合会(連合)

## 国が責任を持って全国一体運営の下でハローワークを運営すべきである

- ・雇用保障や労働者保護については、憲法27条の勤労権に基づき、国が責任を負うべきである。
- ・雇用保険制度は保険集団を大きくしてリスク分散をはかる必要から、国が一元的に運営すべきである。
- ・失業等給付の濫給を防止し、雇用保険制度の健全性を保つためには、保険者たる国が失業認定と職業紹介を一体的に行うことが必要である。  
(先進諸国では当然に国が職業紹介・雇用保険・企業指導を一体的に行っている)
- ・雇用調整助成金や失業時給付の延長など、雇用情勢の急変に即応できる機動的な政策を打つためには、業務執行のタイムリーかつ円滑な実施が可能な、国による一元的な組織体制が不可欠である。
- ・ハローワークを地方移管した場合、広域的な雇用移動を担保する全国的ネットワークでの職業紹介機能が損なわれる可能性が高く、就労支援の取り組みに地域間格差が生じかねない。
- ・「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」とのILO第88号条約に抵触するようなハローワークの地方移管はすべきでない。
- ・地方財政がひっ迫する中、労政事務所の数が減少するなど、地方自治体における労政行政が大きく後退・衰退しており、ハローワークを地方移管した場合、同様の事態が生じる懸念がある。



利用者の利便性向上の観点から、国と地方自治体の協同連携による、就労支援・生活支援を含めた一体的運営(ワンストップサービス)と地域の労使参画による活動展開こそが推進されるべきである。

大切なのは利用者の利益であって、権限移譲そのものではない

## 労働政策審議会の審議・意見を最大限に尊重すべきである

- ・労使は雇用保険料の支払者であり、雇用保険制度の当事者である。
- ・ILOの三者構成原則に基づき、労使代表と公益代表で構成される労働政策審議会の審議・意見は最大限に尊重されるべきである。
- ・労働政策審議会の意見を無視することは、ILO第88号条約違反となる可能性が高い。

(2010年4月1日 労働政策審議会意見書「出先機関改革に関する意見」より抜粋)

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

## 一体的実施、ハローワーク特区について

- ・基礎自治体における生活困窮者の生活保護受給等の相談窓口と職業相談・就労支援窓口が近接することで、利用者目線に立った、福祉から就労までの一貫した支援が実現できている。
- ・基礎自治体以外の自治体(都道府県)やハローワーク特区においては、雇用対策・就労支援のシナジー効果が発揮されるような取り組みが必要である。
- ・運営協議会に労使の代表が参画することで、労働者、使用者それぞれの視点を踏まえたより効果的・効率的な運営と利用者の利便性向上が期待できる。